

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後高田市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県豊後高田市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	①課税根拠となる資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書)を取り込み課税情報を作成する。 ②課税情報(所得、控除)より、住民税額(普通徴収、給与特徴、年金特徴)を算出し通知書・納付書を発行する。 ③申告漏れ、誤りがある場合、随時更正処理を行う。 ④年金特徴について、対象者情報、依頼情報、異動情報、結果情報の受け渡しを行う。 ⑤報告書(調定額集計表、課税状況調べ等)を作成し、提出する。 ⑥課税情報の照会、通知書、納付書の再発行、所得証明書の発行。
③システムの名称	・個人住民税システム ・団体内統合宛名管理システム ・国税連携システム ・中間サーバー ・eLTAXシステム ・個人住民税申告支援システム

2. 特定個人情報ファイル名

- ・課税情報ファイル
- ・課税資料マスターファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 48の項 【情報提供の根拠】 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88, 89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160, 161,163.

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長 瀬々 信吉

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 豊後高田市 総務課 電話0978-22-3100
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 豊後高田市 税務課 電話0978-22-3100
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の申請時のマイナンバー取得の原則化について、本人確認の手段、住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法等の留意事項等を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	保護管理者(保護責任者に相当)への研修、事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	・個人住民税システム ・団体内統合宛名管理システム ・中間サーバー	・個人住民税システム ・団体内統合宛名管理システム ・中間サーバー ・eLTAXシステム	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 後藤 勲	税務課長 近藤 幸一	事後	
平成28年1月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒879-0692 大分県豊後高田市御玉114番地 豊後高田市 総務課 電話0978-22-3100	〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地 3 豊後高田市 総務課 電話0978-22-3100	事後	
平成28年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒879-0692 大分県豊後高田市御玉114番地 豊後高田市 税務課市民税係 電話0978-22-3100	〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地 3 豊後高田市 税務課 電話0978-22-3100	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 近藤 幸一	税務課長 土谷 恒男	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年1月10日	II ー①	平成27年4月1日	令和2年1月10日 時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を
令和2年1月10日	II ー②	平成27年4月1日	令和2年1月10日 時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	税務課長 土谷 恒男	税務課長 田中 良久	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 近藤 直樹	税務課長 瀬々 信吉	事後	
令和6年12月25日	I ー 1 ー ③システムの名称	・個人住民税システム ・団体内統合宛名管理システム ・中間サーバー ・eLTAXシステム	・個人住民税システム ・団体内統合宛名管理システム ・国税連携システム ・中間サーバー ・eLTAXシステム ・個人住民税申告支援システム	事後	
令和6年12月25日	I ー 2 特定個人情報ファイル名	・課税情報ファイル ・資料マスターファイル	・課税情報ファイル ・課税資料マスターファイル	事後	
令和6年12月25日	I ー 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	番号法第9条第1項及び別表24の項	事前	
令和6年12月25日	I ー 4 ー ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表【情報照会の根拠】 48の項 【情報提供の根拠】 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項	事後	
令和6年12月25日	I ー 9 監査 実施の有無	○内部監査	○自己点検 ○内部監査	事後	
令和6年12月25日	II ー①	令和2年1月10日時点	令和6年12月1日時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を
令和6年12月25日	II ー②	令和2年1月10日時点	令和6年12月1日時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を